

指名停止措置についての公表

1 指名停止を受けた業者に関する事項

商号及び名称	代表者職指名	主たる営業所の所在地
山壺水道	代表者 門脇 俊樹	高知県香美市土佐山田町山田 1 4 9 7

2 指名停止の内容

指名停止期間	令和7年6月13日から令和7年8月12日まで（2月）
指名停止の理由	香美市発注の「令和7年度 簡易水道量水器取替委託業務」について、正当な理由がなく契約を締結しなかったため。 ※該当条項 香美市入札参加資格停止等措置要綱別表第2第24号に該当